２０２５年８月１５日

２０２５年８月６日からの低気圧と前線による大雨に伴う
災害等により災害救助法が適用された山口県内のお客さまへ

萩山口信用金庫

この度の２０２５年８月６日からの低気圧と前線による大雨により被害を受けられました皆さまには、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

萩山口信用金庫では、災害救助法が適用されました山口県内のお客さまに対し、当金庫営業店において、被災状況に応じ次のとおりお取扱いすることといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件に関するご相談等は、最寄りの営業店または総合企画部において受付しております。

記

１．被災状況に応じた預金払戻し等のお取扱い

（１）預金証書、通帳、届出のご印鑑等を紛失された場合でも、被災状況等を踏まえた確認方法をもってご預金者本人であることを確認して払戻しに応じさせていただきます。

（２）ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じさせていただきます。また、当該預金等を担保とする貸付にも応じさせていただきます。

（３）今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に応じさせていただきます。

（４）今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をさせていただきます。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮をさせていただきます。

（５）損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じさせていただきます。

（６）国債を紛失した場合のご相談に応じさせていただきます。

（７）災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けられているお客さまの便宜を考慮した適時的確な措置を講じさせていただきます。

（８）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等のご説明を含め、同ガイドラインの利用にかかるご相談に適切に応じさせていただきます。

（９）罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出等、被災されたお客さまの便宜を考慮したお取扱いをさせていただきます。

２．ご相談等窓口

○ 最寄りの営業店

○ 萩山口信用金庫　総合企画部　０８３－９０２－２７３０

以　上